

## **運営規定**

### **居宅介護・重度訪問介護事業**

株式会社ユーティー  
ヘルパーステーションぱれっと

## ○ 目次

第1条	事業目的
第2条	運営方針
第3条	事業所の名称等
第4条	従業者の職種、員数及び職務内容
第5条	営業日及び営業時間
第6条	事業の内容及び利用料等
第7条	緊急時における対応方法
第8条	事故発生時等における対応方法
第9条	苦情処理
第10条	通常の事業の実施地域
第11条	個人情報の保護
第12条	秘密の保持
第13条	虐待防止に関する事項
第14条	従業者の研修等
第15条	記録の整備
第16条	その他運営についての留意事項

# 居宅介護・重度訪問介護事業 運営規定

## 第1条（事業の目的）

- 株式会社ユーティー（以下「事業者」という。）が設置するヘルパーステーションぱれっと（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するための必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図ると共に、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

- 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 指定居宅介護等の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町村や他の指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者・指定障害支援施設やその他福祉サービス、または保険医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 前三項のほか、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める内容のほか、関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

## 第3条（事業の運営）

- 指定居宅介護等の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

## 第4条（事業所の名称等）

- 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
  - 名 称 ヘルパーステーションぱれっと
  - 所在地 神戸市灘区岩屋北町1丁目4番16号ケイテムビル2階

## 第5条（従業者の職種、員数及び職務内容）

- 事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
  - 管理者（常勤・訪問介護員兼務）  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者（常勤・訪問介護員兼務）

- (ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、指定居宅介護及び指定重度訪問介護にあっては「個別支援計画」）を記載した書面を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、交付を行う。
- (イ) 個別支援計画の作成後において、実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
- (ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業員

従業員は、個別支援計画に基づき、指定居宅介護等の提供にあたる。

## 第6条（事業所の営業日及び営業時間）

1 事業所の営業日及び営業時間等は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜にから金曜日（12月30日から翌年1月3日除く）  
＜サービス提供日＞ 365日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。  
＜サービス提供時間＞午前8時から午後22時までとする。

## 第7条（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

1 指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は次の通りとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者
- (5) 難病等対象者

## 第8条（指定居宅介護等の内容）

1 事業所で行う指定居宅介護等のないような次の通りとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 食事の介護
  - (ア) 食事の介護
  - (イ) 排泄の介護
  - (ウ) 衣類着脱の介護
  - (エ) 入浴の介護
  - (オ) 身体の清拭、洗髪
  - (カ) 通院介助（本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車または降車の介助を除く。）
  - (キ) その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容

- (ア) 調理
- (イ) 衣類の洗濯、補修
- (ウ) 住居等の掃除、整理整頓
- (エ) 生活必需品の買い物
- (オ) 関係機関との連絡
- (カ) その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助。

## 第9条（利用者及び障害児の保護者から償却する費用の額等）

- 1 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。
- 3 第11条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、その際の交通費は、次の通りとする
  - (1) 自動車：エリア外片道1キロメートル／150円（片道）
  - (2) 自転車：エリア外片道1キロメートル／100円（片道）
  - (3) タクシー等有料車輌：費用の全額
  - (4) 公共交通機関：費用の全額
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に掛かる領収書を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

## 第10条（利用者負担額等に係る管理）

- 1 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認のうえ、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

## **第11条（通常の事業の実施地域）**

通常の事業の実施地域は、神戸市とする。

## **第12条（緊急時及び事故発生時等における対応方法）**

- 1 居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、サービス提供責任者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

## **第13条（苦情処理）**

- 1 提供した指定居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、または当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは眺望書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該氏号または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋にできる限り協力するものとする。

## **第14条（個人情報の保護）**

- 1 事業所はその業務上知りえた利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）そのた関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員はその業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に業務上知りえた利用者等及びその家族の秘密を保持するために、職員で亡くなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業所等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際はあらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

## **第15条（虐待防止に関する事項）**

- 1 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、次を講ずるよう努めるものとする。
  - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
  - (2) 成年後見人制度の利用支援
  - (3) 苦情解決体制の整備
  - (4) 授業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## **第16条（その他運営に関する重要事項）**

- 1 事業所は職員の資質の向上のための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
  - (1) 採用時研修（採用後1週間以内）
  - (2) 繙続研修（年1回以上）
- 2 事業所は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を完結した日から5年間保存するものとする。
- 3 事業所は利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を完結した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は指定居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業所もしくは特定相談支援事業所を行なう者が行う連絡調整に、出来る限り協力するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の管理者との協議に基づいて決めるものとする。

### 附 則

この規定は平成30年9月1日から施行する。

令和6年1月1日 改定

令和7年9月1日 改定